

平成27年6月 第1委員会報告資料

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律（番号法）」の施行に伴う条例の制定・改正
のパブリック・コメントの実施について

総務企画局

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」の施行に伴う条例の制定・改正のパブリック・コメントの実施について

- ・「(仮称) 番号法に基づく個人番号の利用に関する条例」の制定
- ・「福岡市個人情報保護条例」の改正

番号法の施行（平成27年10月）に伴い、地方公共団体においても関係条例の整備を行う必要があるため、「(仮称) 番号法に基づく個人番号の利用に関する条例」の制定及び「福岡市個人情報保護条例」の改正について、検討を進めている。

このたび、これらの条例に規定する事項の案について、パブリック・コメント手続を実施するため、検討状況と併せて報告するもの。

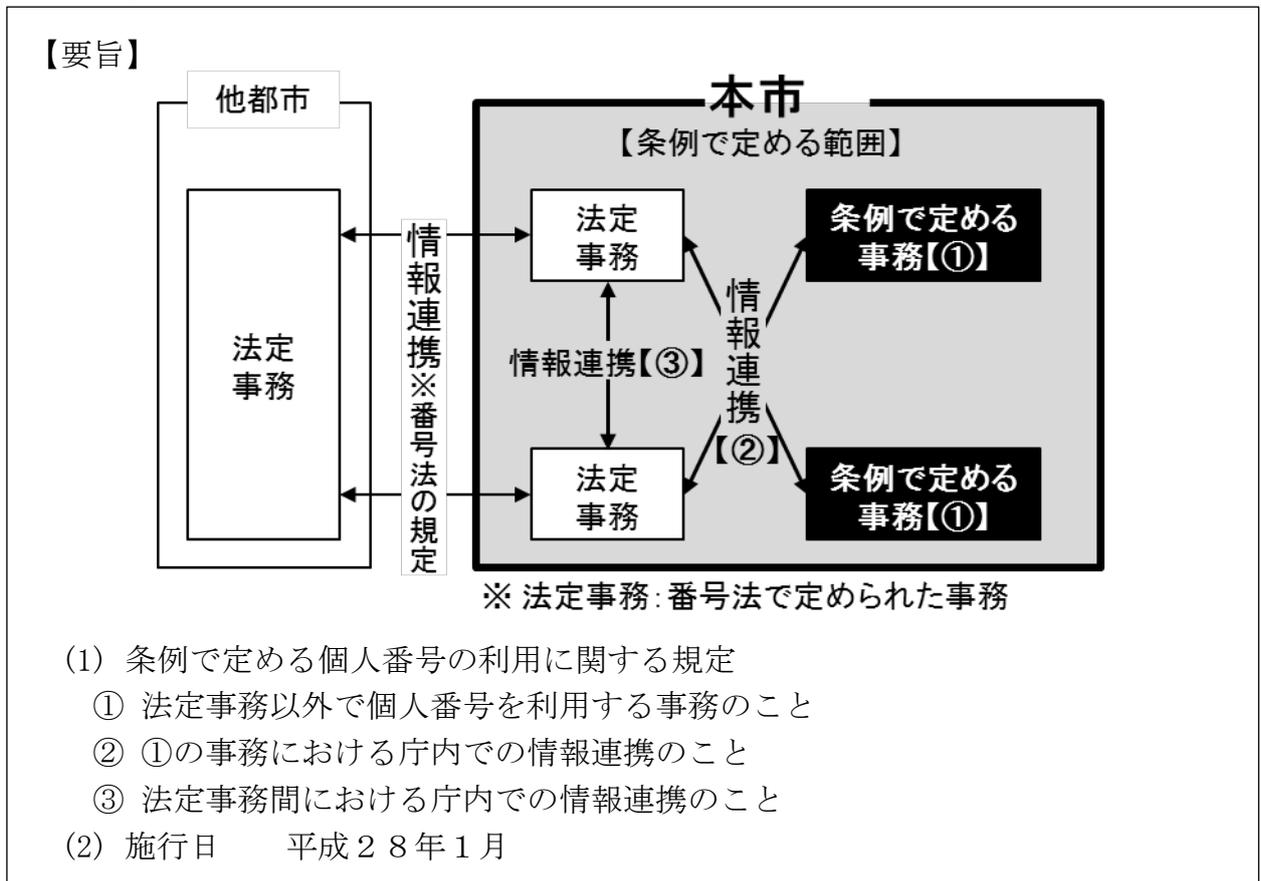
1 今後の予定

平成27年7月～ パブリック・コメント手続を実施

同年9月 平成27年第4回福岡市議会定例会に条例案を提出

2 「(仮称) 番号法に基づく個人番号の利用に関する条例」の制定について

番号法は、個人番号の利用範囲を定め、その範囲内でのみ利用を可能としており、そのうち、市における個人番号の利用（番号法第9条第2項）に関する規定については条例に委任している。これに基づき、本市における個人番号の利用に関し必要な事項を定めるもの。



「(仮称) 番号法に基づく個人番号の利用に関する条例」に 規定する事項 (案)

1 趣 旨

この条例は、番号法第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定 義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 番号法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人情報ファイル 番号法第2条第4項に規定する個人情報ファイルをいう。
- (3) 個人番号 番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (4) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (5) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

3 市の責務

市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号の提供に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

4 個人番号の利用に係る事務

- (1) 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1のとおりとし、同表の左欄に掲げる機関は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。
- (2) 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。
ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りではない。
- (3) 市長又は教育委員会は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りではない。
- (4) 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

5 規則への委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

6 施行日

この条例は、番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第1

機関	事務
市長	〇〇条例による〇〇に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2

機関	事務	特定個人情報
市長	〇〇条例による〇〇に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの

※番号法参考条文

(利用範囲)

第九条

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3 「福岡市個人情報保護条例」の改正について

(1) 番号法における保護措置

個人番号が悪用され、又は漏えいした場合には、個人情報の不正な追跡・突合が行われ、個人の権利利益の侵害を招く恐れがある。このため、番号法は個人番号を内容に含む個人情報(以下「特定個人情報」という。)について厳格な保護措置を講じている。

【番号法の主な保護措置】

- ・ 特定個人情報の適正な取り扱いを担保するため、利用範囲を社会保障・税・災害対策に関する事務に限定、他の機関への提供できる場合の制限
- ・ 特定個人情報を保有する際のプライバシー等への影響に関する保護評価の実施
- ・ 特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、指導、勧告、命令を行う特定個人情報保護委員会の設置
- ・ 特定個人情報ファイルの漏えい等に対する罰則の強化

(2) 地方公共団体における保護措置

一方、番号法は、地方公共団体における特定個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を取ることを求めている。このような番号法の趣旨に鑑み、福岡市個人情報保護条例を改正し、特定個人情報の取り扱いについて規定を整備するもの。

なお、福岡市では、番号法の施行に伴う福岡市の個人情報保護のあり方について福岡市個人情報保護審議会に諮問し、条例の見直しの方向性について素案が取りまとめられたところである。

【見直しの方向性の要旨】

- (1) 死者の特定個人情報も保護等の対象とすること。
- (2) 特定個人情報の保護のための措置等を定めること。
 - ・ 厳格な保護措置を行うための目的外の利用・提供の制限等
 - ・ 本人の情報提供の状況確認の利便のための開示請求等の任意代理人の容認
 - ・ オンライン接続時の手続の特例
 - ・ その他ログ記録等に関する特例等
- (3) 施行日 平成27年10月(一部29年予定)

「福岡市個人情報保護条例」の改正事項（案）

1 改正の趣旨

番号法が定めている特定個人情報の厳格な保護措置等に鑑み、本市の個人情報保護条例においてもその適正な取扱いについて必要な措置を定めるもの。

2 改正項目等

(1) より適正な保護措置を図るため、死者の特定個人情報も保護等の対象とすること。

番号法での特定個人情報は「生存している個人」に限定しているが、従来の福岡市条例の考え方に従い、死者の特定個人情報についても保護の厳格化を図る。

(2) 特定個人情報を保護するための措置等を定める事項（番号法の趣旨に基づく）

① 厳格な保護措置のため、目的外利用ができる場合を「生命・身体・財産を保護する場合」に限定し、外部への提供は禁止すること（番号法が認める場合のみ）。

現行条例では、法令の定めがあるときや公益上の必要がある場合等にも目的外利用・提供ができる。

② 不正な提供等を本人が確認できる利便を拡充するため、開示・訂正・利用停止請求を任意代理人にも認め、また、他に同様の開示制度がある場合にも開示請求ができること。

・現行条例では、法定代理人等のみ認めている。

・現行条例では、他制度に同様の制度がある場合は、開示請求はできない。

③ 番号法・条例の規制を担保するため、それらに違反した取扱いをした場合（目的外利用制限、提供制限）にも、停止請求を認めること。

現行条例では、①個人情報の不適法な取得、②目的を超えた個人情報の保有の場合に利用停止請求ができる。

④ 不正な提供等を抑止するための情報提供等記録（ログ記録）に関する特例

「情報提供等記録」は情報提供ネットワークシステムによる不正な情報のやり取りを抑止するため、照会者・提供者、日時、情報の項目等を自動的に記録（ログ記録）するものであり、その特性に応じ、目的外利用・提供の禁止、利用停止請求の適用除外等を定める。

(3) 特定個人情報は保護評価手続が定められていること等を考慮し、「情報提供ネットワークシステム」への接続時の個人情報保護審議会への諮問は省略できること。

現行条例では、他の機関とオンライン結合をする場合は、個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があり、個人の権利利益を侵害しないと認める場合にのみ可能。

3 施行日 平成27年10月5日。ただし(2)④の改正事項は平成29年(予定)

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤

公平・公正な社会の実現

- 社会保障の給付と税負担の公平化
- 行政側からの積極的なサービスの提供

国民の利便性の向上

- 行政手続の簡素化（添付書類の削減など）
- マイナポータル（情報提供等記録開示システム）の導入

行政の効率化

- 情報の照合や入力などの大幅な削減
- 情報連携による重複した作業の削減

- 平成27年10月 国民一人ひとりにマイナンバーを通知
 - マイナンバー（個人番号）が記載された「通知カード」を送付

通知カード（案）



- 平成28年1月
 - 社会保障・税・災害対策の行政手続での利用開始**
 - 法律で定められた事務（年金，雇用保険，医療保険，生活保護や福祉の給付，税の確定申告など）に限って，マイナンバーの利用を開始

（裏面案）



（表面案）



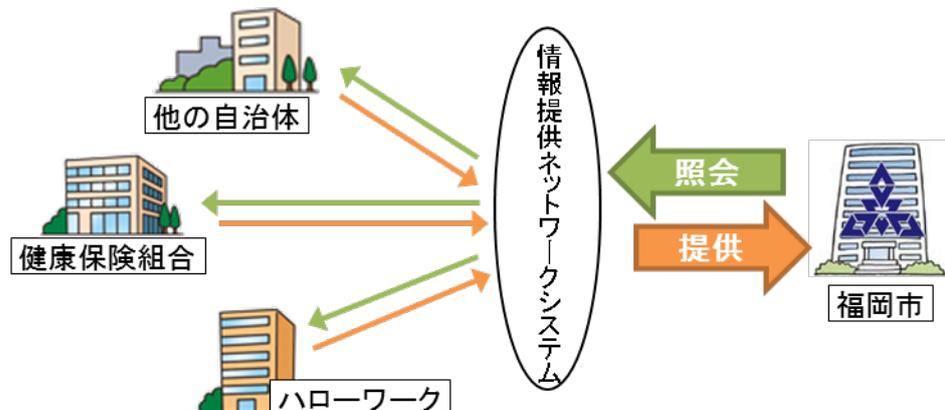
個人番号カードの交付開始

- 通知カードに同封された書類での申請により「個人番号カード」を交付
（※住基カードの新規発行は平成27年12月末で終了）

【安心・安全の確保】

- 法律で定められた目的以外での、マイナンバーの利用や他人への提供は禁止
- 特定個人情報の適正な取扱いを確保するため特定個人情報保護評価の実施
- 法律の趣旨にのっとり各地方公共団体において必要な条例を整備
- マイナポータルによる情報提供等記録の開示

- 平成29年7月 地方公共団体での情報連携開始



利用範囲拡充へ

- （国会審議中）預貯金口座付番，健診等の医療分野
- （検討中）戸籍事務，旅券事務，自動車登録等事務

将来的には利用範囲のさらなる拡大が見込まれる